

給実甲第1245号  
平成30年2月1日

人事院事務総長

平成30年4月1日における号俸の調整の運用について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知します。

記

#### 改正法附則第3条関係

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の「平成30年4月1日において37歳に満たない職員」とは、昭和56年4月2日以後に生まれた職員をいう。

#### 規則9-144第1条関係

人事院規則9-144（平成30年4月1日における号俸の調整）（以下「規則」という。）第1条第3号の「人事院の定める事由」は、事務総長の承認を得てその号俸を決定されること及び人事院又は事務総長の承認があったものとして取り扱うことができるとされて、その号俸を決定されることとする。

#### 規則9-144第2条関係

- 1 規則第2条第2号ロの「人事院の定めるもの」は、給実甲第326号（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）第43条

関係第3項第1号の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、規則附則第4条の規定による改正前の人事院規則9—137（平成27年1月1日における昇給に関する人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例）附則第2項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年1月1日（同項に規定する特定職員にあつては同年10月1日）以後となるものとする。

2 規則第2条第4号の「人事院の定める職員」は、規則第1条第3号に規定する個別承認決定（以下「個別承認決定」という。）をされる際の計算の過程における昇給その他の号俸の決定について、規則第2条第1号から第3号まで、第5号及び第6号の規定を適用したとしたならばこれらの規定に掲げる職員に該当することとなる職員並びに規則第3条第1号から第7号までの規定を適用したとしたならばこれらの規定に掲げる職員に該当しないこととなる職員とする。

3 規則第2条第5号の「人事院の定める職員」は、平成27年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）において、人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）第37条の規定によりA、B若しくはCの昇給区分（同条第1項に規定する昇給区分をいう。以下同じ。）に決定された職員のうち調整対象昇給日から平成30年4月1日（以下「調整日」という。）の前日までの間に規則第1条第2号に規定する俸給表異動等（以下「俸給表異動等」という。）をしたもの又は調整対象昇給日において人事院規則9—8第37条の規定によりDの昇給区分に決定された職員であって、規則第1条第4号に規定する特定休職等をした期間に係る給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）による号俸の調整ができた日のうち調整日に最も近い日（特定休職等をした期間に係る給実甲第192号による号俸の調整をされていない職員であって調整日において休職等（国家公務員法（昭

和 22 年法律第 120 号) 第 79 条の規定により休職にされ、同法第 108 条の 6 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律 (昭和 45 年法律第 117 号) 第 2 条第 1 項の規定により派遣され、休暇のため引き続いて勤務せず、国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 109 号) 第 3 条の規定により育児休業をし、国と民間企業との間の人事交流に関する法律 (平成 11 年法律第 224 号) 第 2 条第 3 項に規定する交流派遣をされ、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律 (平成 15 年法律第 40 号) 第 11 条第 1 項の規定により派遣され、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律 (平成 19 年法律第 45 号) 第 2 条第 5 項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法 (平成 24 年法律第 25 号) 第 48 条の 3 第 1 項の規定により派遣され、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律 (平成 25 年法律第 78 号) 第 2 条第 4 項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 (平成 27 年法律第 33 号) 第 17 条第 1 項の規定により派遣され、又は平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法 (平成 27 年法律第 34 号) 第 4 条第 1 項の規定により派遣されていたことをいう。) をしているものにあつては、調整日の前日。以下「判定日」という。)

) における号俸 (判定日に給実甲第 192 号の定めるところによる号俸の調整をされていない職員にあつては判定日に給実甲第 192 号の定めるところにより号俸の調整をされたものとした場合の号俸とし、判定日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員にあつては人事院規則 9—8 第 26 条第 1 項第 1 号 (同規則第 28 条において準用する場合を含む。) の規定の例による再計算 (以下「俸給表異動等再計算」という。) をした場合に判定日に受けることとなる号俸とする。以下この号において同じ。) の号数を、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの期間に係る給実甲第

192号第一の第2項第2号に規定する調整数について同号に規定する標準号俸数の号数及び号俸数に相当する数並びに同項第3号に規定する算定の基礎となる号数（当該号数が0となる場合を除く。）がこれらの号数及び数にそれぞれ1を加えて得た数であったものとした場合の判定日における号俸の号数から減じた数（以下「復職時調整抑制数」という。）が0となるものとする。

#### 規則9—144第3条関係

- 1 規則第3条第2号の「人事院の定めるもの」は、給実甲第442号（人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について）の定めるところにより号俸を決定された職員であって、給実甲第442号第4項（給実甲第442号第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により再計算した場合（規則第1条第5号に規定する人事交流等異動をした日から調整日の前日までの間に俸給表異動等をした職員にあっては、俸給表異動等再計算をした場合）に、改正法附則第3条第1項に規定する昇給抑制職員又は規則第3条第1号、第3号、第5号若しくは第7号に掲げる職員に該当することとなるものとする。
- 2 規則第3条第3号ロの「人事院の定めるもの」は、給実甲第326号第43条関係第3項第1号の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、規則附則第4条の規定による改正前の人事院規則9—137附則第2項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成26年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては同年10月1日）前となるものとする。
- 3 規則第3条第5号ハの「人事院が定めるもの」は、調整対象昇給日において人事院規則9—8第37条の規定によりDの昇給区分に決定された職員であって、復職時調整抑制数が0となるものとする。
- 4 規則第3条第6号の「人事院の定める職員」は、個別承認決定をされる際

の計算の過程における昇給その他の号俸の決定について、規則第2条第1号から第6号までの規定を適用したとしたならば改正法附則第3条第1項に規定する昇給抑制職員に該当することとなる職員並びに規則第3条第1号から第5号まで及び第7号の規定を適用したとしたならばこれらの規定に掲げる職員に該当することとなる職員とする。

- 5 規則第3条第7号の「人事院の定める職員」は、調整対象昇給日において人事院規則9—8第37条の規定によりD若しくはEの昇給区分に決定された職員又は昇給区分を決定されなかった職員であって、復職時調整抑制数が1となるものとする。

#### その他の事項

改正法附則第3条第1項の規定により号俸を1号俸上位の号俸とされた職員に対しては、その旨を調整日に人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

なお、通知書等の記入に当たっての参考例を示せば、次のとおりである。

平成30年4月1日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号）附則第3条第1項の規定により〇〇俸給表〇級〇号俸を給する

以 上